

欧州連合司法裁判所，標準必須特許権侵害の救済をめぐる
デュッセルドルフ地方裁判所の付託質問に対して判決

2015年7月17日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、7月16日、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所が反トラスト法の観点から「市場における支配的地位の濫用」を禁止するEU運営条約（TFEU）第102条に基づく標準必須特許権侵害に係る救済の在り方に関する指針を予備的に得るべく2013年3月に欧州連合司法裁判所（CJEU）に付託していた質問に対して、予備的判決を発出した。この判決においてCJEUは、標準化機関に対し「FRAND条件（fair, reasonable and non-discriminatory terms）」による標準必須特許のライセンスを第三者に付与することを確約していた標準必須特許権者が、被疑侵害者に対して問題の標準必須特許とその侵害の態様を示して事前に警告し、FRAND条件に基づくライセンスを受ける意思を示す被疑侵害者に対して、特に、実施料及びその算定方法を特定して、具体的な、書面によるライセンスの申出を行っており、他方でその被疑侵害者が、問題の特許の使用を継続し、標準必須特許権者の申出に対して、真摯に、当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に応答するのを怠っていた場合には、標準必須特許権者による標準必須特許の侵害差止めを求める提訴は市場の支配的地位の濫用には当たらない旨を判示した。

本判決は、昨年11月にCJEUのWathelet法務官が公表した意見¹と軌を一にするものであり、高い確率でCJEUの合議体が法務官意見に追従すると言われている現状に照らすと、欧

¹ Wathelet 法務官の意見の抜粋

1) 標準必須特許権者が第三者に対しFRAND条件によるライセンスを付与することを標準化機関に確約していた場合、当該標準必須特許権者が、侵害者が客観的に見てライセンス契約を締結する準備ができており、その意思があり、それが可能である旨を示しているにもかかわらずその確約を履行しない場合は、問題の標準必須特許の侵害差止請求はTFEU第102条との関係で「市場における支配的地位の濫用」に該当する。

2) その確約を遵守し、市場における支配的地位を濫用しているとみなされないためには、被疑侵害者が標準必須特許侵害を認識している場合を除き、標準必須特許権者が侵害差止めを求める前に、当該被疑侵害者に対し、書面にて理由を示すとともに関連する標準必須特許とそれがどのように被疑侵害者によって侵害されたのかを具体的に明らかにしつつ、その事実注意到注意するよう警告しなければならない。標準必須特許権者は、いずれにしても、被疑侵害者に対し、問題となっている当該技術分野のライセンスにおいて通常含まれる、特に、実施料の正確な額及び当該額の算定方法等のすべての条件を含む、FRAND条件に基づく書面によるライセンスの申出を被疑侵害者に対して提示しなければならない。

3) 侵害者は、当該ライセンスの申出に対して真摯な態度で応じなければならず、被疑侵害者が標準必須特許権者の申出を受け入れない場合は、即座に同特許権者に対して、合意できない条件に関する合理的な対案を書面で提示しなければならない。もし被疑侵害者の行為が純粋に戦術的なもの及び／又は時間稼ぎのためのもの及び／又は真剣ではないものであった場合には、侵害差止請求は市場における支配的地位の濫用には当たらない。

4) 以下省略

州の知財業界の大多数が予想していた幕切れであったと言える。

この判示内容は、それとは異なる判断基準が連邦最高裁判決として示されていたドイツをはじめとする EU 加盟各国の標準必須特許に関連する特許権侵害訴訟に対して多大な影響を与えることになろう。

後述するように、EU 加盟各国の裁判所は本判決を踏まえて、個別の事件について、多数の観点に関する個別の具体的事情に基づき、標準必須特許権侵害の差止請求が TFEU 第 102 条の意味における市場の支配的地位の濫用を構成するかどうかを判断することとなる。標準必須特許をめぐる特許権侵害差止めの可否を適切に判断するに当たっては、CJEU が本判決文（段落 42）で言及しているように、競争法の目的たる自由競争の維持と、権利者の知的財産権とその効果的な司法保護を受ける権利を保護する必要性との間のバランスの確保が重要となる。本判決が EU 域内市場におけるインパクトは、今後の加盟各国における個別事案の蓄積を待って評価するほかないが、各国の司法当局が互いに相互補完関係にある競争法と知的財産法について最適なバランスを模索しつつ、EU 域内市場において、技術標準をめぐる特許権者、ライセンサー、消費者のそれぞれの立場での利得の総和を可能な限り大きくするよう、有意義な判断を下していくことを期待したい。

なお、CJEU に質問を付託したデュッセルドルフ地方裁判所によれば、本訴訟事件においては、市場の支配的地位の存在について当事者間で争いがなく、付託された質問も、支配的地位の濫用の有無にのみ関連するものであることから、CJEU は支配的地位の有無について判示することができず、この問題に限定して検討し（段落 43）、判決した。この点については、想定されていたことではあるが²、実際の標準必須特許の権利行使に係る訴訟では、当事者間で市場の支配的地位の有無についても争われるのが通常であると考えられることから、この論点についても、CJEU の判例の構築が待たれるところである。

【背景】

本件に関する特許権侵害訴訟は、中国の二大通信機器メーカーであるファーウェイと ZTE との間で、次世代移動体通信システムに係る技術標準の一つである LTE（Long Term Evolution）標準の必須特許をめぐる、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所で争われているもの。本訴訟事件において、標準必須特許権者であるファーウェイに対し、被疑侵害者

² 法務官意見において Wathelet 法務官は、付託質問においては問われていなかったことから CJEU が扱うことはできないとしつつも、標準必須権者であるからといって、TFEU 第 102 条の意味における市場における支配的地位を有することを必ずしも意味するわけではなく、そうであるか否かは当該加盟国の裁判所がケースバイケースで判断すべきであるとの見解を示していた。さらに、標準化機関により策定された技術標準を使用する者が、とある標準必須特許の技術を必然的に利用しなければならず、それ故に当該標準必須特許の権利者からライセンスを受ける必要がある場合、そのような事実によって、当該標準必須特許権者が市場における支配的地位を有するとの覆滅可能な推定が生じることとなるのであれば、個人的には、具体的で詳細な証拠によってその推定が覆滅され得るということではなければならないと考える旨も説示していた。

である ZTE は、技術標準に係る必須特許について TFEU 第 102 条に照らして FRAND 条件によるライセンスを行う義務がある旨、反トラスト法の観点から抗弁している。

他方で、ドイツにおいては、同国の最終審級による当該観点の抗弁に関する判断として、2009 年 5 月の「オレンジブック・スタンダード事件」連邦通常裁判所³判決（以下「オレンジブック事件判決」という。）が存在する⁴。

連邦通常裁判所は、特に、既に侵害行為がなされてしまっている状況において当該抗弁が成立する場合においては、「ライセンス許諾を求める侵害者には『契約に忠実な』対応が求められる」として、付随条件なしの拘束的なライセンス許諾の申出を行うことに加え、既に特許権侵害を行っている侵害者が「対価の支払いによってライセンスを受ける意思を有している」というだけでは足りず、特許権者が侵害者に対して既にライセンスをしたに等しい状況であることに対応して、侵害者も過去の特許の実施行為に対して「ライセンスの対価の支払い義務に応じなければならない」などとしている。

さらに、2012 年 12 月には欧州委員会も、サムスンがアップルに対して多数の EU 加盟国において自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めを求めていた事案について、「標準必須特許が関わっており、侵害者に『FRAND 条件』によるライセンスを受けるべく交渉する意思がある場合には、侵害差止請求は濫用と解され得る」として、サムスンの行為が TFEU 第 102 条の禁ずる「市場における支配的な地位の濫用」に該当する旨の予備的見解を發出していた。

このように、ドイツにおいて現在採用している、特許権侵害差止めを侵害者が免れるに当たっての条件と、当時審理中のサムスン対アップル事件において予備的に示されていた欧州委員会の見解とが矛盾するおそれがあった。そこで、デュッセルドルフ地方裁判所は、同裁判所に係属中のファーウェイ対 ZTE の特許権侵害訴訟の手続を中止し、EU 法の最終審級である CJEU に対し、TFEU 第 102 条の解釈に関するその予備的判決を求めて、以下の質問を付託していた。

³ 最終上訴審であり、一般的には、「連邦最高裁判所」と呼ばれることもある。

⁴ 同判決の主文は以下のとおり。

a) 特許侵害訴訟において、被告が特許ライセンス契約を求めた際に、原告である特許権者が差別的でなく妨害的でないライセンス契約の締結を拒否した場合、被告は、特許権者による差止請求に対して、「市場における支配的地位の濫用」を理由として抗弁することができる。

b) ただし、特許権者による支配的地位の濫用があったと認められるのは、被告がライセンス契約の締結に関し、付随条件なしでの拘束的な申出を行い、同時に、特許権者が当該申出を拒否することが差別待遇及び妨害禁止の原則に違反することに該当する場合のみである。また、被告が既に特許の客体である技術を使用してしまっていた場合には、ライセンスの対象となる当該技術の使用に関して締結されることとなるライセンス契約に関連する義務を被告が遵守する場合に限り、当該抗弁が成立する。

c) 被告が特許権者の請求するライセンス料が不当に高額だと考える場合、又は特許権者がライセンス料の金額提示を拒否した場合は、特許権者が妥当と判断するライセンス料に基づくライセンス契約の締結を申し出ることによって、付随条件なしでの申出を行うとの要件は満たされる。

＜デュッセルドルフ地方裁判所から CJEU に付託された質問＞

1. 標準化機関に対して自身の標準必須特許をすべての第三者に対し FRAND 条件にてライセンスすることを誓約している同標準必須特許の所有者は、FRAND 条件に基づくライセンスを受けるべく交渉する意思を示している侵害者に対し、侵害差止めによる救済を裁判所に求めた場合、市場における支配的地位を濫用することになるのか？又は、

侵害者が、受入れ可能で付随条件なしのライセンスの申出を、当該標準必須特許の所有者がその条件を拒んだ場合には不公平に当該侵害者を妨害し又は差別することになってしまふような条件で、当該標準必須特許の所有者に対して行うとともに、当該侵害者がその求めているライセンスが許諾されることを見込んで、過去の侵害行為に関して（仮想的に）生じる侵害者の契約上の義務を、侵害者が既に履行している場合に限り、同標準必須特許の所有者は市場における支配的地位を濫用することになるのか？

2. 単に侵害者が交渉の意思を示していたことを理由として、同標準必須特許の所有者が支配的地位を濫用することとなる場合：

TFEU 第 102 条は、当該交渉の意思に係る実体的及び／又は時間的な条件に関する特定の要件を随伴するものであるか？侵害者は、単に、広く一般的な意味で交渉を開始する意思がある旨の（口頭の）宣言を行ってさえいれば、その交渉の意思が推定され得るのか、それとも、当該侵害者は、例えば、それに基づいてライセンス契約を結ぶ準備ができていない条件を通知するなどして、実際に交渉を開始していなければならないのか？

3. 受入れ可能で付随条件なしのライセンス契約を結ぶ申出を侵害者がしていることを理由として、同標準必須特許の所有者が支配的地位を濫用することとなる場合：

TFEU 第 102 条は、当該申出に係る実体的及び／又は時間的な条件に関する特定の要件を随伴するものであるか？当該申出は、関連する産業の実務に従ってライセンス契約が通常備えるすべての商業的条件を備えている必要があるか？当該申出は、当該標準必須特許の実際の使用及び／又はその有効性を必須の条件とし得るか？

4. 侵害者がそのライセンス請求から生じる義務を履行していることを理由として、同標準必須特許の所有者が支配的地位を濫用することとなる場合：

TFEU 第 102 条は、当該義務履行行為に関する特定の要件を随伴するものであるか？当該侵害者は、特に、過去の侵害行為に関して経理書類の提出及び／又は実施料の支払いをしなければならないか？実施料の支払い義務は供託によって履行することも可能か？

5. 標準必須特許権者が市場の支配的地位を濫用することとなる条件は、特許権侵害に対する他の救済手段（過去の侵害に関する経理書類の開示、侵害物品の流通経路からの廃棄除去、及び損害賠償の請求）にも適用されるか？

【CJEUによる判示事項の概要】

当該付託質問に対する CJEU による判示事項の概要は以下のとおり。

<質問 1～4 及び、製品の市場からの回収（recall）を得るための訴訟手続に関する限りにおいて、質問 5 について>

CJEU は、まず、質問 1～4、そして、製品の市場からの回収を得るための訴訟手続に関する限り、質問 5 については、併せて検討するのが適当であると判断。その上で CJEU は、質問を付託しているデュッセルドルフ地方裁判所は、これらの質問を通じて、本質的に、「標準化機関に対して FRAND 条件によるライセンスを第三者に付与する旨の確約を行っていた、市場の支配的地位に在り、標準必須特許を保有する事業者が、標準必須特許の侵害の差止め又は当該特許が使用されている製品の市場からの回収を求めて侵害の訴えを提起することは、いかなる状況下において TFEU 第 102 条の規定に反して濫用を構成するのか」について質問しているものと解釈し、考察する（段落 44）。

CJEU は、EU の判例においては、知的財産権による排他的権利の行使は、たとえそれが支配的地位を伴う行為であったとしても、それ自体がただちに市場の支配的地位の濫用とされることはないとされている一方で（段落 46）、知的財産権による排他的権利も、例外的な状況下においては、TFEU 第 102 条の意味における濫用的行為となり得るとされている旨を説示（段落 47）。問題の特許が標準化機関によって策定された技術標準に必須の特許であり、当該技術標準に適合する製品を製造することを構想するすべての競合他社にとってその使用が不可欠なものであり（段落 48～50）、さらに、問題の特許の標準必須特許としての地位が、特許権者が標準化機関に対し FRAND 条件による標準必須特許のライセンスを第三者に付与する旨の取消不能の確約を行ったかわりに得られたものであるという（段落 51）、本訴訟事件の特別な状況について強調。このような状況下では、FRAND 条件によるライセンスの確約が、第三者の側に、標準必須特許権者が実際にその条件でライセンスを付与するであろうとの正当な期待を抱かせることにかんがみれば、標準必須特許権者によるライセンスの拒絶は、原則、TFEU 第 102 条の意味における市場の支配的地位の濫用を構成し得る故、そのライセンス拒絶の濫用的な性質は、原則、侵害差止めや製品の市場からの回収を求める訴えに対する抗弁で提起され得ると説示する（段落 53～54）。

他方で、標準必須特許権者が強制されるのは、FRAND 条件でライセンスすることのみであり、本訴訟事件において当事者間には、当該事件の状況において FRAND 条件によって何をしなければならないかに関して合意がなく、そのような状況において侵害差止め又は製品の回収を求める訴えが濫用であると解されるのを避けるためには、標準必須特許権者は関連する利益の間の公正なバランスを確保するような条件に従わなければならないとする（段落 55）。すなわち、当該事件における特定の法的かつ事実に基づく状況を十分に考慮しなければならず、それ故に、EU 基本権憲章の第 17 条(2)に従って、域内市場において高水準の知的財産権保護を確保する目的で一定の法的救済を提供する EU エンフォースメント

指令（Directive 2004/48/EC）に基づく知的財産権の行使の必要性和、同憲章の第 47 条よって保障される効果的な司法的保護への権利とが、共に考慮されなければならないと説示する（段落 57）。そして、高水準の知的財産権保護の必要性和とは、原則、知的財産権者からは、自身の排他的権利の効果的な行使を確保するために法的手続に訴える権利が奪われてはならず、同時に、知的財産権の権利者ではない使用者は、いかなる使用に対しても事前にライセンスを取得する必要があることを意味すると説示する（段落 58）。

すなわち、標準化機関に対して標準必須特許権者によってなされた、FRAND 条件による標準必須特許のライセンスを第三者に付与する旨の取消不能の確約は、EU 基本権憲章の上記各規定によって保障された権利の本質を打ち消すことはできないけれども、それでもなお、標準必須特許権者が被疑侵害者に対して侵害差止め又は製品の回収を求める訴えを提起した際に、標準必須特許権者に特定の要件を遵守する義務を課すことは正当化されるのであって（段落 59）、自身の標準必須特許が侵害されていると考える標準必須特許権者は、被疑侵害者への通知や当該者との事前の協議を履行しない限り、TFEU 第 102 条を侵害することなく侵害差止め又は製品の回収を求める訴えを提起できない旨、CJEU は指摘する（段落 60）。

CJEU は、そうした訴訟手続に先立って、まず標準必須特許権者が被疑侵害者に対して侵害されている標準必須特許を指定し、その侵害の態様を特定することによって警告を行うべきであり（段落 61）、続いて、被疑侵害者が FRAND 条件によるライセンス契約を締結する意思がある旨を表明した後では、標準化機関に対して行った確約に対応する、FRAND 条件に基づく具体的な書面でのライセンスの申出を、特に、実施料の額及びその算定方法を特定しつつ、被疑侵害者に提示しなければならないとする（段落 63）⁵。

対する被疑侵害者について CJEU は、標準必須特許権者の申出に対して、真摯に、当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に対応しなければならないのであるが、この点は、客観的要素に基づいて検証されなければならないと、とりわけ、遅延戦術の意味合いを含まないものでなければならないと判示する（段落 65）。さらに、その申出を受け入れない場合には、被疑侵害者が当該標準必須特許権者に対して即座に書面で FRAND 条件に対応する具体的な対案を提示した場合に限り、標準必須特許権者の侵害差止め又は製品の回収を求める訴えの濫用的な性質に依拠して抗弁することができない（段落 66）などと説示する⁶。

⁵ CJEU は、これらの条件が課される根拠として、Wathelet 法務官の意見に同意を示しつつ、極めて多数の標準必須特許が技術標準を構成しており、そのうちの 1 つの標準必須特許を侵害している侵害者は、有効かつ標準に必須な標準必須特許を使用していることに気付くかどうか必ずしも分からないこと（段落 62）、そして、ライセンス契約の公的基準が存在せず、既に他の競合企業との間で締結されているライセンス契約が公開されていない場合には、標準必須特許権者こそが、自身の申出が被差別的な条件に従うものであるか否かを判断するのにより適した立場にいること（段落 64）を列挙する。

⁶ その他、対案が拒絶された時点から、被疑侵害者は、例えば、銀行保証の提供や必要額の供託などの手段によるなど、当該分野で広く認められた商慣行に基づいて適切な担保を提供しなけれ

また、CJEU は、標準化機関それ自体は特許の有効性や標準必須性について確認しないという事実とともに、EU 基本権憲章で保障される効果的な司法保護への権利にかんがみれば、被疑侵害者が、ライセンス交渉と並行して、標準必須特許の有効性及び／又は必須性に異議を申し立てるか、若しくは、将来そうする権利を留保するかのいずれかを行うことによって批判されてはならない旨にも言及する（段落 69）。

そして、上述の基準が当該事件において満たされているか否かを判断するのは、当該質問を付託しているデュッセルドルフ地方裁判所の役割である旨、CJEU は付言する（段落 70）。

<会計報告又は損害賠償を得るための訴訟手続に関する限りにおいて、質問 5 について>

会計報告又は損害賠償を得るための訴訟手続に関する限り、質問 5 によってデュッセルドルフ地方裁判所が質問しているのは、本質的に見て「TFEU 第 102 条は、自身の標準必須特許について FRAND 条件によるライセンスを第三者に付与する旨の確約を標準化機関に対して行っていた、市場の支配的地位に在り、標準必須特許を保有する事業者が、過去の当該標準必須特許の使用行為に関連する会計報告又はそれらの使用行為に関する損害賠償を求めて、被疑侵害者に対して侵害の訴えを提起するのを禁止しているものとして解釈しなければならないか否か」についてであると CJEU は解釈する（段落 72）。他方で、そのような訴えの提起は、競合企業が製造した、市場に登場し又は残存する当該技術標準に準拠する製品に対して直接の影響を与えるものではないことから（段落 74）、結論として、本訴訟事件におけるもののような状況においては TFEU 第 102 条の下で濫用とみなされることはない旨、CJEU は判示する（段落 75）。

以上の検討を踏まえ、CJEU は、デュッセルドルフ地方裁判所から付託された質問について、以下の回答を示す予備的判決を下した。

<CJEU の予備的判決の主文>

1. TFEU 第 102 条は、標準化機関によって策定された技術標準に必須の特許の権利者（「標準必須特許権者」）が、当該標準化機関に対して FRAND 条件による標準必須特許のライセンスを第三者に付与する旨の取消不能の確約を行っている場合、以下の条件を満たす限りにおいて、自身の標準必須特許の侵害の差止め又は当該標準必須特許を使用した製品の市場からの回収を求めて侵害の訴えを提起することによって、自身の支配的地位を濫用しないことを意味するものとして解釈しなければならない。
- ・ 当該訴訟の提起に先立ち、標準必須特許権者が、まず、被疑侵害者に対して、侵害され

ばならず、その算定のための当該標準必須特許の使用に対応する過去の行為の数やこれに係る会計報告もする必要があること（段落 67）、対案に基づく FRAND 条件の詳細について合意に至らなかった場合に、当事者が同意によって実施料額の決定を独立の第三者に遅滞なく決定によって行うよう依頼することができること（段落 68）にも言及している。

ている標準必須特許を指定し、その侵害の態様を特定することによって警告を行っており、さらに、当該被疑侵害者が FRAND 条件によるライセンス契約を締結する意思がある旨を表明した後は、標準化機関に対して行った確約に対応する、FRAND 条件に基づく具体的な書面でのライセンスの申出を、特に、実施料の額及びその算定方法を特定しつつ、被疑侵害者に提示していた場合であって、かつ

- ・ 被疑侵害者が当該標準必須特許の使用を継続し、標準必須特許権者の申出に対して、真摯に、当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に応答するのを（この点は、客観的要素に基づいて検証されなければならない、とりわけ、遅延戦術の意味合いを含まないものでなければならない）怠っていた⁷場合。

2. TFEU 第 102 条は、本訴訟事件におけるもののような状況において、標準化機関に対して自身の標準必須特許について FRAND 条件によるライセンスを第三者に付与する旨の確約を行っていた、市場の支配的地位に在り、標準必須特許を保有する事業体が、過去の当該標準必須特許の使用行為に関連する会計報告又はそれらの使用行為に関する損害賠償を求めて被疑侵害者に対して侵害の訴えを提起するのを禁止してはいないものとして解釈しなければならない。

— 本 CJEU 判決に係るプレスリリース（英語）は、以下参照 —

[Court of Justice of the European Union, PRESS RELEASE No 88/15, Luxembourg, 16 July 2015, Judgment in Case C-170/13, Huawei Technologies Co. Ltd v ZTE Corp., ZTE Deutschland GmbH \(PDF\)](#)

— 本 CJEU 判決（英語）は、以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(Fifth Chamber\), 16 July 2015 In Case C-170/13, REQUEST for a preliminary ruling under Article 267 TFEU from the Landgericht Düsseldorf \(Germany\), made by decision of 21 March 2013, received at the Court on 5 April 2013](#)

— Wathelet 法務官の意見（英語版）は、以下参照 —

[WATHELET delivered on 20 November 2014 Case C-170/13 Huawei Technologies Co. Ltd v ZTE Corp., ZTE Deutschland GmbH](#)

— 同意見に係る CJEU のプレスリリース（英語）は、以下参照 —

[Court of Justice of the European Union PRESS RELEASE No 155/14 Luxembourg, 20 November 2014 Advocate General's Opinion in Case C-170/13 \(PDF\)](#)

— デュッセルドルフ地方裁判所による CJEU への質問付託に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許権侵害に係る救済の在り方について、欧州連合司法裁判所に質問を付託（2013年4月24日）\(PDF\)](#)

⁷ 本判決文の主文における該当箇所の記載は、文意が非常に読み取りにくい記載振りとなっており、このため、本判決文段落 65 の記載内容を踏まえ、文章構造に可能な限り忠実に訳出するよう細心しつつ意識を行った。

- オレンジブック・スタンダード事件連邦通常裁判所判決は、以下参照 —
[BUNDESGERICHTSHOF IM NAMEN DES VOLKES URTEIL KZR 39/06 Verkündet am: 6. Mai 2009 in dem Rechtsstreit Orange-Book-Standard \(ドイツ語\)](#)
- 2012年12月のサムスン対アップル事件に係る欧州委員会の予備的見解に関する欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —
[Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Samsung on potential misuse of mobile phone standard-essential patents](#)
- 欧州委員会の同予備的見解に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州委員会、携帯電話標準必須特許の濫用の可能性についてサムスンに異議告知書を送付 \(2013年1月7日\) \(PDF\)](#)
- 標準必須特許の権利行使をめぐる欧州委員会のサムスンに対する決定に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州委員会、標準必須特許に基づく侵害差止めをめぐり、サムスン、モトローラ・モビリティに対し競争法上の決定を下す \(2014年5月2日\) \(PDF\)](#)

(以上)